

令和5年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

令和5年8月31日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第14号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）
- 日程第5 報告第15号 令和4年度本巢市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第6 議案第44号 本巢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例について
- 日程第7 議案第45号 本巢市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 本巢市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第47号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第49号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第50号 委託業務契約の締結について（本巢市新庁舎ネットワーク構築業務）
- 日程第13 議案第51号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第52号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第53号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 認定第1号 令和4年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第2号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第3号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第4号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第20 認定第5号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第6号 令和4年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第22 認定第7号 令和4年度本巢市下水道事業会計決算について
- 日程第23 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番 吉村知浩

2番 高橋知子

3番 瀬川照司

4番 飯尾龍也

5番 片岡孝一
7番 寺町茂
9番 高橋勇樹
11番 高田浩視
13番 鏝本規之
15番 道下和茂

6番 高橋時男
8番 澤村均
10番 今枝和子
12番 河村志信
14番 白井悦子

欠席議員（1名）

16番 大西徳三郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	久富和浩
教育長	川治秀輝	総務部長	村澤勲
企画部長	林玲一	市民環境部長	青木竜治
健康福祉部長	小椋真二	産業建設部長	高木孝人
林政部長	高井和之	上下水道部長	谷口博文
教育委員会 事務局長	瀬川清泰	会計管理者	川口直紀
代表監査委員	三田村晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	大久保守康	議会書記	山本憲
議会書記	廣瀬知倫	議会書記	後藤謙治

開会の宣告

○副議長（高田浩視君）

ただいまから令和5年第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

本日、議長が所用により欠席されますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

議席番号16番 大西徳三郎君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（高田浩視君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 道下和茂君と1番 吉村知浩君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○副議長（高田浩視君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの30日間とし、9月1日から9月3日、9月5日から9月11日、9月14日から9月28日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、先ほど申し述べたとおりにすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○副議長（高田浩視君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告をします。

それでは、私が代読して、会議につきまして報告させていただきます。

第290回岐阜県市議会議長会が7月14日に海津市において開催され、副議長と共に出席しましたので、報告いたします。

会議は、大垣市から提出された学校における医療的ケアのための看護師等配置に対する支援につ

いて、高山市から提出された水田活用の直接支払交付金の見直しの中止等について、多治見市から提出された特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置について、及び郡上市から提出された学校給食費の無償化についての要望議案が提出され、全ての議案について原案のとおり可決されました。

続いて、令和4年度岐阜県市議会議長会会計の歳入歳出決算認定についての議案が提出され、原案のとおり承認されました。

また、議長会の次期開催市については、岐阜市に決定されました。

以上、会議について報告いたします。

次に、議会だより編集特別委員会及び庁舎整備検討特別委員会の報告をそれぞれお願いします。

委員長 臼井悦子君。

○議会だより編集特別委員会委員長（臼井悦子君）

それでは、皆さん、おはようございます。

初めに、議会だより編集特別委員会から報告します。

議会だより第79号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、6月に開かれました第3回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、岐阜県消防操法大会出場隊選考会において放水を行う消防団員の写真を掲載しました。2ページからは、第3回定例会で議決された補正予算の内容と主な議案について、審議結果及び各議員の表決、一般質問、委員会活動、議員研修、全国市議会議長会から感謝状、本巣市議会議員補欠選挙について、議員活動日誌の順に掲載しました。

今回は、令和5年6月26日、7月3日、7月7日、7月13日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、第4回定例会の内容を主なものとして、11月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

次に、庁舎整備検討特別委員会の委員長報告を行います。

特別委員会については、7月26日と8月21日の2回開催いたしましたので、御報告いたします。

初めに、7月26日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において令和5年第2回の庁舎整備検討特別委員会を開催しました。

協議事項としましては、新庁舎整備事業について協議しました。協議の前に、現地視察として新庁舎整備工事現場の視察を行いました。視察を終えた後、会議を再開し、新庁舎整備事業について協議を行い、執行部より新庁舎整備事業に係る議場内の傍聴席の配置変更の概要、予算等の見込額及び事業の工程等について詳細な説明を受けました。

その後、委員からの質疑を受けた後、委員会では特に議場内の傍聴席について、当初の配置計画からの変更を行わないこと、またこれにより現在の本巣市議会傍聴規則で規定する48人の定員を、新庁舎建設に合わせ23人の定員に改正することについて採決を行った結果、全会一致で認めること

としました。

続きまして、8月21日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において令和5年第3回の庁舎整備検討特別委員会を開催しましたので、報告いたします。

協議事項としましては、前回と同じく新庁舎整備事業について協議しました。内容としましては、市民等から市政に対する御意見をいただくために本庁舎玄関前に設置している意見箱に、新庁舎建設に関する二次製品の使用等に関する意見書が寄せられたことから、当委員会で協議を行いました。

会議では、委員から設計変更に係る目的やその内容及び議会への報告等についての質疑と協議を行った後、委員会としては、新庁舎整備事業について設計変更等に係る議会への適時かつ的確な報告や、本事業への市内業者の積極的な参画を求めることについて、執行部及び施工業者に要請しました。

以上、庁舎整備検討特別委員会の報告とさせていただきます。

○副議長（高田浩視君）

次に、市長より行政報告をお願いいたします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして御報告を申し上げます。

さきの令和5年第3回定例会におきまして御報告を申し上げて以降、5月8日に感染症法上の位置づけが5類感染症へ引き下げられてから2か月が経過し、7月に入りますと全国的に感染拡大の傾向が続き、岐阜県でも、従来の感染レベル判断基準によるレベル2「感染警戒期」に迫る感染が確認されました。

また、オミクロン株の中でも免疫逃避能力の高いXBB系統への置き換わりが進み、医療機関、福祉施設でのクラスターや学級閉鎖、さらには救急搬送困難事案も増加傾向となりました。本格的な夏を迎えますと、人流が活発となり、例年感染が拡大しており、このまま感染拡大が続けば医療が逼迫し、助かる命が助からないような事態に陥るおそれがあり、また新型コロナは高齢者や基礎疾患のある方などにとって、依然として危険な病気であることに変わりはありません。

そのため、夏休みやお盆休みに伴う帰省の際や、医療機関や高齢者施設などを訪問する際には、マスク着用や手洗いなど、一段と高い意識で基本的な感染対策を徹底するよう市民の皆様をお願いをし、職員には手洗いなどの手指衛生や換気を推奨し、高齢者などの重症化リスクの高い方や市民への感染を防ぐため、窓口等での対面による業務につきましてはマスクを着用し、引き続き感染防止に努めております。

岐阜県は、国から指定されました県内87の定点医療機関で新規感染者数を確認し、1週間に1回公表することにしました。これによりますと、8月7日から8月13日までの1週間当たりの新規感染者数は、1医療機関当たり平均で19.61人でしたが、8月14日から8月20日までは31.03人と前週に比べて増加しております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況でございます。

さきの6月定例会で御報告させていただいたとおり、令和5年度のワクチン接種につきましては、国からの通知により、予防接種法の位置づけは臨時特例接種のまま1年間延長する。接種のタイミングは令和5年秋冬に1回とし、重症化リスクが高いとされる者や医療・介護施設従事者には春夏に1回追加する等々が示されており、その際、重症化リスクが高いとされる者等に、追加で春夏に接種する体制を令和5年春開始接種とされたところであります。

本市におきましても、春開始接種の接種期間を本年5月8日から9月19日までとし、対象者である65歳以上の高齢者、5歳から64歳の基礎疾患を有する者、医療や介護従事者等には4月から順次接種券を発送し、現在も市内11の医療機関におきましてワクチンの個別接種を継続しているところでございます。

なお、春開始接種の接種実績といたしましては、8月13日現在でございますが、65歳以上の高齢者人口1万307人のうち、初回接種の完了者である春開始接種の対象者は9,839人であり、接種率55.0%、5,414人が接種済みとなっており、その他基礎疾患を有する者、医療や介護従事者等を合算しますと、6,034人の市民が接種済みの状況となっております。

令和5年秋冬の追加接種につきましては、秋開始接種とされ、8月4日付の国通知により、接種期間を本年9月20日から令和6年3月31日までとし、対象者は生後6か月以上の全ての者とされ、使用するワクチンは、現在の流行主流株である新型コロナウイルスのオミクロン株XBB.1.5に対応した1価ワクチンと示されたところでございます。

本市におきましても、秋開始接種の対象者には今月から順次接種券を発送することとし、9月20日より市内11の医療機関におきましてワクチンの個別接種が開始できるよう、現在準備を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、新型コロナワクチン接種につきましては、今後も国や県の動向を注視しつつ、万全を期して予防接種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

まず、初めに岐阜国道事務所の工事でございますが、(仮称)本巢PA周辺の工事としましては、本線部並びにPA部の盛土工事は早野地区側を除いて完了に至っております。令和5年度は、残っている本線部、早野地区の盛土や擁壁の工事を行いつつ、側道部を仕上げる工事が4月に契約され、順次工事を実施しているとお聞きしております。

続きまして、(仮称)糸貫インターチェンジ周辺の工事でございますが、盛土工事は完了しております。令和5年度は、残っている調整池も含めた排水施設や側道部の仕上げ工事が4月に契約され、順次工事を実施しているとお聞きしております。

次に、中日本高速道路株式会社の工事でございますが、下部工工事では橋梁の橋脚、橋台、計201基のうち185基、及び船来山のトンネル本体工事は完成しております。また、上部工工事では、各所で架設も進捗し、設備等工事も順調に契約が行われるなど各種工事が着々と進んでおります。残りの工事につきましても、準備が整い次第、順次工事発注をしていく予定であるとお聞きしてお

ります。

なお、今後発注が予定されている工事につきましては、公表されている工事のみとなりますが、岐阜国道事務所においては現在のところ新規の発注予定はありませんが、工事の進捗次第では新たな発注を検討するとお聞きしております。また、中日本高速道路株式会社の発注分としましては、舗装工事2件、標識工事1件及び設備等工事で3件の計6件の工事発注を予定しているとお聞きしております。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市としても地元調整や工事施工に係る関係部署との調整など事業推進に万全の協力体制を整えるとともに、東海環状自動車道の整備効果を十分に発揮できるようにインターチェンジへのアクセス道路の整備を県と共に進めるなど、新たな企業誘致や地域活性化に向けた取組を推進してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、本年3月に書面会議にて開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、本年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして5市町合わせて9,500万円とすることが同月24日に決定されているところでございます。

このような状況の中、6月19日に樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、令和4年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

初めに、旅客営業の状況について御説明いたします。

通勤・通学の定期利用者数につきましては、新型コロナウイルスの感染状況の改善や各種行動制限の緩和を受け、社会全体がウイズコロナへ移行し、人流が回復傾向になったことから、前期比107%、約2万4,000人増の37万6,620人となりました。

また、桜輸送につきましては前期比184.6%、約2,398人増の5,232人、モレラ岐阜駅利用者数につきましても前期比111.6%、約1万5,000人増の15万2,084人と若干回復したほか、もとまる商品券付1日フリー乗車券の販売が好調であったことから、定期外利用者は全体として前期比129.6%、約7万4,000人増の32万4,608人となっております。

このため、旅客営業収入につきましては約4,475万円の増収、前期比131.6%の1億8,629万530円でございます。

また、営業外収益につきましても、岐阜県からの運行経費やコロナウイルス感染防止対策に係る助成金収入として、約1,065万円の増収で前期比113.1%の9,200万3,089円でございます。

次に、主な経費について御説明いたします。

人件費につきましては、高架工事の完了により社員2名が退職し、前期比で約727万円の減、修繕費につきましては前期比約1,443万円の減、動力費は、軽油価格の高騰により前期比約105万円の増となりました。

また、もとまる商品券の購入及び高架工事の完了により建設仮勘定振替がなくなったことにより、その他費用が前期比約6,050万円の増となり、営業経費は全体として前期比113.2%、約4,047万円

増の3億4,646万7,865円となっております。

このため、経常損益につきましては、収益合計2億8,136万184円に対し、費用合計が3億5,084万4,194円となり、前期比約1,408万円減少しておりますが、約6,948万円の赤字でございます。この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金の約1億4,471万円が計上される特別利益等を加味しますと、当期損益としましては、前期比約7,793万円減少し、238万1,771円の黒字となっております。

以上、御説明いたしましたとおり、樽見鉄道の経営状況は沿線市町や国・県からの多額の補助金で収支を合わせている状況であり、依然として厳しい状況は変わりません。

このような中、本年度も引き続き実施しておりますもとまる商品券付1日フリー乗車券の販売につきましても、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して収益の確保に努めているところでございます。

今後の樽見鉄道の経営につきましては、昨今の物価高による経費増加など、経営環境は一層厳しい状況が続くものと考えられますが、沿線市町や国・県の支援を受けながら、地域に必要な公共交通機関としての役割を担っていけるよう期待をしているところでございます。

次に、庁舎整備事業につきまして御報告を申し上げます。

本年6月の報告以降の進捗につきまして、御報告させていただきます。

昨年9月に発注いたしました本巢市新庁舎建設工事につきましては、基礎工事、井戸工事、鉄骨建て方につきましては完了しております。今後は、内装及び外装工事へと進めてまいります。8月末時点の進捗率は32.58%で計画どおり進捗しており、今後も予定する工程に遅れが出ないよう適切な進捗管理を行ってまいります。

また、本巢市新庁舎周辺道路整備工事につきましては、舗装工を本年度において発注予定として進めております。

新庁舎外構工事でございますが、令和5年3月24日契約し、本工事に着手しており、庁舎建設と平行して着実に進めております。なお、工事進捗率といたしましては8月末時点で19.8%となり、おおむね計画どおり進めております。

また、新庁舎屋外トイレ設置工事につきましても、令和5年3月27日に契約し、本工事に着手しており、基礎及び土間コンクリート打設等、順調に工事を進めております。

次に、令和5年第2回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月22日に開催されましたので、その概要につきまして御報告を申し上げます。

初めに、議長及び副議長の選挙が行われ、選挙の結果、議長に岐阜市議会議長の石井浩二氏、副議長に関ヶ原町議会議長の谷口輝男氏が選任されました。

提出されました案件は、令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）と令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての2件でございます。

まず、令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に

つきましては、令和4年度の療養給付費市町村負担金等の精算に伴う償還金の増額の53億4,011万円の増額補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては原案のとおり可決されました。

次に、令和4年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてにつきましては、一般会計が歳入総額2億6,674万3,211円、歳出総額2億3,492万1,952円、特別会計が歳入総額2,796億9,610万9,681円、歳出総額2,674億4,512万5,265円でございます。令和3年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで2.7%の増となっております。この決算につきましては原案報告どおり認定されました。

以上、行政報告とさせていただきます。

日程第4 報告第14号（上程・説明）

○副議長（高田浩視君）

日程第4、報告第14号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第14号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）でございます。

令和4年12月29日に本巣市仏生寺地内において発生した公用車の事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償金を決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告させていただくものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○副議長（高田浩視君）

報告第14号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、報告第14号 専決処分の報告について（公用車の事故に係る損害賠償）の補足説明をさせていただきます。

お手数でございますが、議案書の2ページ、専決処分書を御覧いただきたいと思います。

最初に、事故の概要を説明させていただきます。

令和4年12月29日午後9時19分、本巣市消防団員が運転する積載車が高砂防災コミュニティセンター駐車場から後退した際に、後方の相手方宅のブロック塀に接触し、破損させたものでございます。

次に、相手方でございますが、本巣市仏生寺868番地573、西垣博文氏でございます。

次に、和解の内容でございますが、損害賠償金として2万4,200円を支払い、相互にその他に何ら債権債務がないことを確認するものでございます。賠償金につきましては、全国自治協会自動車

損害共済により対応するものでございます。なお、過失割合は市が10割でございます。

公用車の事故につきましては、ここ最近続いており誠に申し訳ございません。事故削減のために、全職員に対しインフォメーションにて注意喚起するとともに、部局長がメンバーの庁議の場においても注意喚起を行ったところでございます。

以上、報告第14号の補足説明とさせていただきます。

日程第5 報告第15号（上程・説明）

○副議長（高田浩視君）

日程第5、報告第15号 令和4年度本巣市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第15号 令和4年度本巣市一般会計継続費精算報告書についてでございます。

庁舎オフィスレイアウト設計委託事業、庁舎整備実施設計委託事業及び庁舎整備用地造成事業の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

詳細につきましては企画部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○副議長（高田浩視君）

報告第15号の補足説明を林企画部長に求めます。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、報告第15号 令和4年度本巣市一般会計継続費精算報告書につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案書の4ページを御覧いただきたいと思います。

継続費精算報告書にございますように、庁舎オフィスレイアウト設計委託事業、庁舎整備実施設計委託事業、庁舎整備用地造成事業の3つの事業が令和4年度に完了いたしましたので、令和4年度一般会計決算認定に合わせて、それぞれ継続費精算報告書により御報告させていただくものでございます。

まず、庁舎オフィスレイアウト設計委託事業といたしまして、令和2年度の補正予算におきまして、令和2年度から令和4年度までの3か年で総額4,255万7,000円の継続費として予算計上させていただきました。その後の令和3年度の補正予算におきまして、令和4年度までの3か年事業としまして、総額3,451万6,000円の継続費として予算計上させていただいたものでございます。

内訳といたしましては、令和2年度の計画時の年割額につきましては648万2,000円でございますが、実績の支出済額は648万1,200円で、年割額と支出済額との差は800円でございます。令和3年度の計画時の年割額につきましては1,203万7,000円で、実績の支出済額につきましては1,203

万6,200円、年割額と支出済額との差は800円でした。令和4年度の計画時の年割額につきましては1,599万7,000円で、実績の支出済額につきましては1,371万7,000円、年割額と支出済額との差は228万円でした。合計いたしますと、実績の支出済額は3,223万4,400円となりましたので、御報告させていただきます。

なお、特定財源、その他につきましては、公共施設等整備基金からの繰入金でございます。

次に、中段の庁舎整備実施設計委託事業といたしましては、令和3年度の当初予算におきまして、令和3年度から4年度までの2か年で総額1億7,134万8,000円の継続費として予算化させていただきました。その後の令和3年度の補正予算におきまして、令和4年度までの2か年事業といたしまして総額1億7,096万7,000円の継続費として予算計上させていただいたものでございます。

内訳といたしまして、令和3年度の計画時の年割額につきましては1億4,168万円でしたが、実績の支出済額は1億4,168万円で、年割額と支出済額との差はございませんでした。令和4年度の計画時の年割額につきましては2,928万7,000円で、実績の支出済額につきましては2,928万7,000円で、こちらにつきましても年割額と支出済額との差はございませんでした。合計いたしますと、実績の支出済額は1億7,096万7,000円となりましたので、御報告させていただきます。

なお、特定財源の地方債は合併特例債で、その他につきましては公共施設等整備基金からの繰入金でございます。

次に、下段の庁舎整備用地造成事業といたしましては、令和3年度の当初予算におきまして、令和3年度から4年度までの2か年で総額3億5,000万円の継続費として予算計上させていただきました。その後の令和3年度の補正予算におきまして、令和4年度までの2か年事業といたしまして、総額3億8,224万2,000円の継続費として予算計上させていただいたものでございます。

内訳といたしましては、令和3年度の計画時の年割額につきましては1億5,289万7,000円でしたが、実績の支出済額は1億4,005万円で、年割額と支出済額との差は1,284万7,000円でした。令和4年度の計画時の年割額につきましては2億2,934万5,000円でしたが、実績の支出済額は2億1,481万6,600円で、年割額と支出済額との差は1,452万8,400円でした。合計いたしますと、実績の支出済額は3億5,486万6,600円となりましたので、御報告させていただきます。

なお、特定財源の地方債は合併特例債で、その他につきましては公共施設等整備基金からの繰入金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

日程第6 議案第44号から日程第11 議案第49号まで（上程・説明）

○副議長（高田浩視君）

日程第6、議案第44号 本巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてから日程第11、議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

お願いします。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第44号 本巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてでございます。

行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、情報通信技術を利用する方法により行政手続等を行うために必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第45号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、移動端末設備を利用した印鑑登録証明書の交付を可能とするため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第46号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

水道事業の健全な経営基盤を構築し、安全な水道水を安定して供給できるよう、水道施設の更新及び耐震化を計画的かつ効率的に進めていく上で、より安定した財源を確保し、経営基盤の強化を図ることを目的とし、水道料金及び加入金を改定するため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第47号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第48号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、及び子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例

を定めるものでございます。

以上、詳細につきましては、議案第44号は企画部長から、議案第45号は市民環境部長から、議案第46号は上下水道部長から、議案第47号から議案第49号までは教育委員会事務局長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（高田浩視君）

議案第44号の補足説明を林企画部長に求めます。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第44号 本巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要1ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1の制定趣旨でございますが、国においては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正のほか、令和元年12月に施行された情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、通称デジタル行政推進法により、行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その法令を個別に改正することなくオンライン化が可能となりました。

また、このデジタル行政推進法において、自治体に対し、自治体の条例等により行政手続等を書面で行うことが定められている場合であっても、その条例等を個別に改正することなくオンライン化を可能とするため必要な措置を講ずるよう努力義務を課しており、この趣旨を踏まえまして、本巣市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を制定し、特例を定めることにより、条例規則等、個別に改正することなくオンライン化を可能とし、市民の利便性向上、そして行政運営の簡素化と効率化を図るため、この条例を定めるものでございます。

次に、2の制定内容、第2条関係では、条例の適用対象となる市の機関等や手続などにつきまして、それぞれ定義するものでございます。

次に、第4条、第5条、第6条及び第7条関係におきましては、手続等のオンライン化、個人番号カード等による署名等の代替、手数料等のオンライン納付、手続等の一部オンライン化など、それぞれ規定するものでございます。

次に、第8条関係では、手続等のうち対面確認が必要なものや、当該条例等でデジタルでできることが規定されている場合などは、適用除外とするものでございます。

第9条関係では、申請等に際し必要な添付書面等は、市の機関等が直接情報を入手し参照できる場合は不要とするものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行でございます。

以上、議案第44号の補足説明とさせていただきます。

○副議長（高田浩視君）

議案第45号の補足説明を青木市民環境部長に求めます。

○市民環境部長（青木竜治君）

それでは、議案第45号 本巣市印鑑条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせてい

たきます。

恐れ入りますが、お手元の議案の概要3ページを御覧ください。

1. 改正趣旨でございます。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、コンビニエンスストア等に設置している端末機による印鑑登録証明書の交付について、移動端末設備、いわゆるスマートフォンによる交付を可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

2. 改正内容でございます。第10条関係で、従来の個人番号カード用利用者証明用電子証明書だけでなく、移動端末設備用利用者証明用電子証明書、いわゆるスマートフォン内蔵型の電子証明書でも、端末機から印鑑登録証明書を取得できるように改正するものでございます。

3. 施行期日につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○副議長（高田浩視君）

議案第46号の補足説明を谷口上下水道部長に求めます。

○上下水道部長（谷口博文君）

それでは、議案第46号 本巣市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の5ページをお開きください。

1の改正趣旨でございますが、水道事業の健全な経営基盤を構築し、安全な水道水を安定して供給できるよう、水道施設の更新及び耐震化を計画的かつ効率的に進めていく上で、より安定した財源を確保し、経営基盤の強化を図ることを目的とし、水道料金及び加入金を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございますが、第23条関係として、料金、基本料金（一月分）「1,250円」を「1,650円」に、超過料金1立方メートルにつき「125円」を「165円」に改めるものでございます。次に、第29条関係でございますが、6ページにかけて御覧ください。

加入金、メーターの口径、13ミリメートルの加入金の額「7万円」を「10万円」に、20ミリメートルの「10万円」を「14万円」に、25ミリメートルの「10万円」を「20万円」に、30ミリメートルの「20万円」を「33万円」に、40ミリメートルの「20万円」を「44万円」に、50ミリメートルの「45万円」を「117万円」に、75ミリメートルの「60万円」を「155万円」に、100ミリメートルの「75万円」を「195万円」に改めるものでございます。

3の適用関係でございますが、施行期日は令和6年4月1日でございます。

経過措置でございますが、①改正後の本巣市水道事業給水条例第23条の規定は、施行日以後に支払いを受ける権利が確定する料金について適用し、施行日前に支払いを受ける権利が確定した料金については、なお従前の例による。

前項の規定に関わらず、施行日前から継続して給水を受けている場合にあつては、施行日から令

和6年5月31日までの間に支払いを受ける権利が確定する料金については、なお従前の例による。

②改正後の本巢市水道事業給水条例第29条の規定は、施行日前に給水装置工事の申込みがあった場合の加入金については、なお従前の例によるものでございます。

4の改定時期でございますが、新料金及び加入金は令和6年4月1日から適用するものでございます。

7ページを御覧ください。

料金改定についての経過措置について、少し分かりにくいと思いますので、御説明させていただきます。

料金改定の施行日は令和6年4月1日となり、新料金は令和6年4月1日の使用分から適用することになりますが、本市の水道料金につきましては2か月に1度、偶数月にメーター検針を行い、奇数月に使用者に請求しております。4月に検針を行い5月に請求させていただく分につきましては、3月・4月の使用分でございますが、施行日である4月1日をまたがることとなりますが、これをそれぞれ分けて検針し料金に反映することは困難でありますので、経過措置として令和6年3月31日以前から継続して使用契約されている場合につきましては、3月・4月使用分は4月中旬に検針し5月に請求いたしますが、この5月請求分につきましては旧料金を適用し、5月・6月使用分の7月請求分から新料金を適用するものでございます。

令和6年4月1日以降に新規に契約をされた場合につきましては、4月検針・5月請求分から新料金を適用させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○副議長（高田浩視君）

議案第47号から議案第49号までの補足説明を瀬川教育委員会事務局長に求めます。

○教育委員会事務局長（瀬川清泰君）

それでは、議案第47号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案の概要の10ページをお願いします。

1の改正趣旨を御覧ください。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令をはじめとする各省令の公布により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)第7条の3関係では、利用乳幼児の事業所外での活動などの移動のために自動車を運行する場合は、乗降車の際に点呼等の方法により利用乳幼児の所在を確認し、また送迎を目的に日常的に運行する場合は自動車への安全装備を義務づけるなど、置き去りを防止するための規定を追加する改正を行うものでございます。

(2)第13条関係では、児童虐待防止の観点から懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲

戒権を行使する場合の規定を削除するものでございます。

(3)第25条関係では、こども家庭庁の設置及び事務の移管に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

3の施行期日は公布の日でございます。

続きまして、議案第48号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

議案の概要の12ページをお願いします。

1の改正趣旨でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令をはじめとする各省令の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

(1)の第15条関係につきましては、こども家庭庁の設置による事務移管に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

(2)の26条関係につきましては、民法の一部改正により、児童虐待防止の観点から懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、懲戒権を行使する場合の規定を削除するものでございます。

(3)の第37条関係につきましては、こども家庭庁の設置による事務移管に伴い、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改めるものです。

(4)の第44条関係につきましては、こども家庭庁の設置による事務移管に伴い、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

3の施行期日は公布の日でございます。

続きまして、議案第49号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

概要の15ページをお願いします。

1の改正趣旨でございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

(2)の改正内容につきましては、第6条の3関係で、利用者の移動のために自動車を運行する場合は、乗降時に利用者の所在を確実に把握できる方法で確認をすることを義務づける規定を追加するものでございます。

3の施行期日は公布の日でございます。

以上、議案第47号から第49号までの補足説明とさせていただきます。

日程第12 議案第50号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○副議長（高田浩視君）

日程第12、議案第50号 委託業務契約の締結について（本巢市新庁舎ネットワーク構築業務）を議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第50号 委託業務契約の締結について（本巢市新庁舎ネットワーク構築業務）でございます。

本巢市新庁舎ネットワーク構築業務に係る委託契約の締結について、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（高田浩視君）

議案第50号の補足説明を村澤総務部長に求めます。

お願いします。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第50号 委託業務契約の締結について（本巢市新庁舎ネットワーク構築業務）の補足説明をさせていただきます。

お手数ですが、議案書の21ページをお開きください。

本巢市新庁舎ネットワーク構築の委託業務につきましては、本年8月4日に入札を執行し、8月10日に中央電子光学株式会社代表取締役 日比泰雅氏と仮契約を締結したところでございます。

なお、仮契約書につきましては、議案の概要の17ページの写しのとおりでございます。

初めに業務名でございますが、本巢市新庁舎ネットワーク構築業務でございます。

業務の主な内容でございますが、新庁舎建設に当たり、庁内業務ネットワーク、住民情報ネットワーク等の環境再構築が必要となるため、各既存システムを新庁舎内で利用するためのインフラ構築を実施するとともに、今後のDX化に備えた柔軟な働き方の基盤となる業務用無線アクセスポイントの設置やセキュリティ強化のための入退管理システムの構築を行うものでございます。

次に、履行場所でございますが、本巢市早野地内の新庁舎でございます。

契約方法でございますが、事後審査型制限付一般競争入札による入札でございます。

議案の概要18ページには入札執行一覧表がございますが、1者の応募がございまして、この1者により入札を執行したところでございます。

次に、履行期限でございますが、令和7年3月21日としております。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして1億7,490万円でございます。

以上、議案第50号の補足説明とさせていただきます。

○副議長（高田浩視君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

今の説明によりますと、1億7,000万近い契約であると。庁舎を造るために必要なことだろうとは思ってはおりますけれども、この入札が1者ということについて、少しくエスチョンマークがあることについてお尋ねをしていきます。

第1回目が、予定金額よりも高いということで不調ということになったと思うんですね。それで第2回目が1億7,000万近い予定価格において、76万5,000円ばかり安くなったということで入札が決定をされているわけでありまして。これを見ただけで判断をしますと、少し普通の感覚では理解ができないぐらいのパーセンテージであり、下何桁が削られているだけというふうに感じてならないわけでありまして。

また、1者しか第1回目に応札がなかったということ自体についても、何らかの形として、行政として入札を促すことができなかつたのかと、もう一点は、この予定価格そのものの金額が何を基準にしてやられたのかよく分かりませんが、これだけ第1回目に入札したときに、最低価格も制限がしていないにもかかわらず上のほうに行ったということは、この価格自体が非常に安いという、だから応募がなかったのかというふうに思われて、競争原理を非常に損なうことになっているかと思しますので、そのことについてどのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

○副議長（高田浩視君）

総務部長に答弁を求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、応札者が1者ということで、その件に関する御質問でございますけれども、今回の入札につきましては、一般競争入札ということで幅広く業者を募集しておるところでございます。いろいろな条件もあるんですけれども、例えばですけれども、所在地に関する条件といたしましては、岐阜圏域または西濃圏域に本店または契約締結権限を持つ支店・営業所等を有する者、こちらに該当する企業といたしましては36者ほどございます。

そのほかに施工実績に関する条件で、例えばですけれども、平成30年度以降に国ですとか地方公共団体の発注する、こういったネットワーク機器の構築に関する業務の元請をした業者であるとか、あとはISOですとかプライバシーマークを取得しているとか、いろいろ条件があるんですけれども、今回落札をいたしましたこの中央電子光学、こちらの総合評定値というのがあるんですけれども、これは経営状況ですとか、技術力ですとか、そういったものにつけられる点数なんですけれども、これが約1,000点を少し超えるぐらいなんですけれども、この36者のうち、中央電子

光学よりもこの点数が同等及び高いところはほかにも約10者ほどあるということでございまして、そちらの業者さんも当然入札に参加しようと思えば、当然できるというようなこともありますので、市といたしましては幅広く応募をかけたというふうに思っております。

それから、設計金額、予定価格のほうでございますけれども、こちらにつきましては令和4年度に実施設計を行っております。専門の業者に設計をお願いしまして、それに基づいて今回の予定価格を設定したということでございます。以上でございます。

それから、1回目の金額が予定価格を超えたということもあって、その後も小刻みに金額を落としたというような御質問もあったかと思えます。それでこの金額につきましては、御承知のとおり、半導体をはじめ、物価が高騰しておるといふようなところで金額が高くなったのではないかというふうに考えております。以上です。

[挙手する者あり]

○副議長（高田浩視君）

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

今の説明で一般の人が聞いたときに、それで分かりましたと言えるかということ、多分何でという話になるだろうと思うわけでありませう。

この中央電子光学という仮契約をした業者は、今まで過去における入札等々で、関連するような入札等々でも、何遍でも名前の上がっている業者だろうと私は記憶している。契約したか否かは別として、こういうものについてはいろんな形で入札をしたという、字の数から大体記憶しておるわけでありませうけれども、今回について1者だけというのはどう見ても理解に苦しむ。また、点数的に千何百点という点数があるよという、その中でも10者以上あるという中において、少なくとも1者2者あっても、増えても不思議ではないだろうと。

そうすると、こういう業界の中においては、それなりのつながりがある中において、企業同士の話し合いが行われたのではないかと思われて仕方がない。それを疑っている以上、よしとするわけにはいかないだろうという思いをしているわけでありませう。当然、予定価格は公表されていないんです。いないということについて言うとするなら、よくもまあこの小数点の何桁までがぴたっと削られたなあという疑いを持たれて、また仕方がない。

今回のことについて、とやかく言うつもりはないけれども、過去において給食等々の関連のことでも入札があったとき、業者からはっきり私が聞いたときに、これは談合ですよということをはっきり聞いた覚えがある。ですから、談合が悪いとかいいとかということとは別として、やはり1者というのは非常に疑われる要素が強いと。また、応札してくださいよということのお願いは当然するべきであろうと思っているし、またこの予定価格においても、公表するしないは別として、ある程度のゆとりを持ってすべきであろうと思うし、庁舎建設においても、当然物価高のことを考慮して、ある程度の物価高になったときの裁量、後の段取りというものを加味して、予算というものはそれなりにゆとりを持って、工事がきちんとできるようにということで、ある程度のゆとりを持ってや

っているにもかかわらず、これだけのことがびたっと出てくること自体が何となく不思議で仕方がない。公表していないとするなら、この価格を知っている人はごく限られた人であり、そこから漏えいしたと言われても仕方がないぐらいの金額になっている。パーセンテージにおいては、ここに書かれているけれども、99.52%、非常に的中率の高い価格になっているということを鑑みたときに、素直に喜べるような入札ではないというふうに思います。

結果としては、早くやらなければいけないことであろうとは思いますが、このような入札の結果が今後出ないことをお願いしていくということと、注意をしておくということしかできないだろうと思うし、私としては、この入札については到底心から喜べないよということを申し述べて、質問は多分答えられないであろうから、答えのほうは結構であります。

○副議長（高田浩視君）

答弁よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

今質問をした中においても、どう見ても納得ができないということでもあります。これを満場一致でよしとすると、後においていろんな問題が出るだろうと思っておりますので、反対されるか賛成されるか、議員各位の考えに従ってもらえれば結構なんですけれども、私としては、どう見てもこの1者だけの入札ということについては不同意であります。

また、金額において第1回目が不調であったということについては、予算を立てた業者か誰か知りませんが、そういう人の責任もあるかと思っておるわけでありまして。ただ単に、代表である市長さんが幾らぐらいにしておけと書いておいたわけではない金額だろうと思っておるわけでありまして。専門の方、もしくは設計の方たちが割り出した金額というものについては、それなりのお札がなされているはずであります。そういうものに対して不調になるということは、露骨なことを言うと、設計事務所の責任においてきちんとやれというのが私の思いであります。金額は何でもいいから適当に書いておけばいいというような無責任なことなら、私に全部やってくれれば、私が全部設計から何か受けても結構でございます。お金になりますので。そのぐらい無責任なことであり

ます。

だから、よってこの予定価格の設計事務所に対するある程度のペナルティーがあつてしかるべきだと思いますし、また業者においても第1回目が1者とするなら、行政として広く参加をしていただくように、今までのお付き合い等々のある会社がたくさんあるかと思っておりますので、そういう人に対して促すように努力をしてもらうことを、またそういうものが足らなかったという思いから、今回のこの金額、端っこのほうの76万5,000円だけをすぼんと切ってくるような入札は、どう見ても市民の理解を得られない価格であると思いますので、私としては反対とさせていただきます。

議員各位においても、悪い前例を残さないためにも、よく考えて反対の立場を取っていただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。終わり。

○副議長（高田浩視君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

12番 河村志信君。

○12番（河村志信君）

今、鏝本議員からの反対の討論がございまして、私は賛成の立場で発言させていただきます。

確かに入札等につきましては、やはり健全な入札というものは数社が競争して、より市にとって有利な落札が望ましいわけですが、今回考えますと、専門性の高い分野ということでなかなか業者が少ない、そういう過去の実績等でこういう形になっているとは思いますが、市民の方から見れば、やはり入札に対する不信感、過去におけるいろんな問題、談合であるとかそういうものを含めると、より健全な入札を今後執行部の方が心がけていただくことは望みますが、庁舎の建設という本巢市にとっても重要な局面でございまして、それなりには執行部の方が努力された結果として、私としては賛成の立場で発言をしております。

議員各位におかれましても、庁舎のスムーズな完成、それからシステムの導入をお願いいたします。賛同していただくことをお願いいたします。以上です。

○副議長（高田浩視君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第50号 委託業務契約の締結について（本巢市新庁舎ネットワーク構築業務）は、原案のとおり可決することに決定しました。

[「議長、暫時休憩せんかい」と呼ぶ者あり]

それでは、1時間なので暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

午前10時35分 休憩

午前10時51分 再開

○副議長（高田浩視君）

それでは、再開いたします。

日程第13 議案第51号から日程第15 議案第53号まで（上程・説明）

○副議長（高田浩視君）

日程第13、議案第51号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第15、議案第53号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

お願いします。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第51号 令和5年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億1,648万9,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、高等学校就学準備等支援金支給事業費補助金、県産材需要拡大施設等整備事業補助金、企業版ふるさと納税寄附金及び後期高齢者医療療養給付費負担金精算金等の新規計上、地方特例交付金及び普通交付税等の増額、並びに特別支援教育就学奨励費補助金、財政調整基金繰入金、公共施設等整備基金繰入金及び臨時財政対策債の減額でございます。

また、歳出の主なものといたしましては、DX推進を担う人材の育成研修等の実施に伴う講師派遣委託料、少子化対策事業の一環として、中学3年生の子を持つ世帯へ進学や就職等の準備費用の支援金として児童1人当たり3万円の支援金給付に伴う高等学校就学準備等支援金、出産・子育て応援事業の出産・子育て応援給付金について、県で構築する育児支援サービス等を電子クーポンで購入するシステム「ぎふっこギフト」へ10月から移行することに伴う出産・子育て応援ギフト事務委託料、及び前年度の国県補助負担金等に係る還付金等の新規計上、並びに国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金、及び給食費の免除に伴う要保護準要保護児童援助費、要保護準要保護生徒援助費等の減額でございます。

次に、議案第52号 令和5年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,265万2,000円を追加するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金の増額、一般会計繰入金及び国民健康保険基金

繰入金の減額でございます。

歳出の主なものといたしましては、前年度の保険給付費等交付金等の精算に係る還付金等の増額及び人事異動に伴う職員給与費の減額でございます。

次に、議案第53号 令和5年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ953万4,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、前年度繰越金を増額するものでございます。

また、歳出といたしましては、人事異動等に伴う職員給与費、今後の修繕費に不足が生じることに伴う修繕料及び予備費の増額でございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

日程第16 認定第1号から日程第22 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

○副議長（高田浩視君）

日程第16、認定第1号 令和4年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第22、認定第7号 令和4年度本巢市下水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

お願いします。

○市長（藤原 勉君）

それでは、令和4年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和4年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は227億755万3,064円、歳出総額は214億4,370万8,718円、歳入歳出差引残額は12億6,384万4,346円でございます。

次に、認定第2号 令和4年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は36億800万1,799円、歳出総額は35億389万3,219円、歳入歳出差引残額は1億410万8,580円でございます。また、施設勘定の歳入総額は2億3,973万639円、歳出総額は2億3,602万3,840円、歳入歳出差引残額は370万6,799円でございます。

次に、認定第3号 令和4年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は4億9,713万2,893円、歳出総額は4億9,216万6,485円、歳入歳出差引残額は496万6,408円でございます。

次に、認定第4号 令和4年度本巢市企業用地造成事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は8億5,359万3,789円、歳出総額は6億5,960万1,975円、歳入歳出差引残額は1億9,399万1,814円でございます。

次に、認定第5号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてござい

ます。

歳入総額は6億8,839万2,196円、歳出総額は6億6,568万544円、歳入歳出差引残額は2,271万1,652円でございます。

以上、一般会計決算及び特別会計決算の5案件につきましては、去る7月5日から8月2日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

続いて、認定第6号 令和4年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は8億5,062万6,702円、収益的支出は7億9,391万4,989円でございます。また、資本的収入は3億8,947万7,400円、資本的支出は7億9,275万7,435円でございます。

次に、認定第7号 令和4年度本巢市下水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は3億6,931万6,052円、収益的支出は3億5,898万3,767円でございます。また、資本的収入は1億5,697万4,000円、資本的支出は1億6,665万6,189円でございます。

以上、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の2案件につきましては、去る6月28日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

以上、よろしく御審議いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（高田浩視君）

認定第1号から認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、令和4年度決算等審査意見について述べます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された令和4年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された令和4年度基金の運用状況、また地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和4年度本巢市公営企業会計決算であります。

なお、監査委員の意見につきましては、一般会計及び特別会計は、認定第5号 令和4年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の後に、また公営企業会計は、認定第7号 令和4年度本巢市下水道事業会計決算の後にそれぞれ添付してあります。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況から申し上げます。

審査は、令和5年7月5日から7月12日までの間の5日間及び7月25日に、本庁舎3階第1委員会室において実施しました。

また、8月2日には席田小学校に出向き、実地審査を行いました。審査内容については、小学校屋内運動場空調設置事業として整備した施設内の整備状況等について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、

その計数に誤りがないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務についても適正に行われていること、基金の運用状況についても妥当であることを確認いたしました。

なお、各会計の審査意見の詳細につきましては、議案の概要として提出しました決算審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、一般会計に特別会計を合わせた当年度の総計決算額は、歳入285億9,440万1,000円、歳出270億107万4,000円であります。形式収支は15億9,332万7,000円、実質収支は10億2,093万2,000円で、いずれも黒字となっており、また単年度収支については3億2,653万3,000円の赤字であります。

この結果、当年度の主な財政分析指標を見ると、財政力指数は0.543で、前年度に比べ0.016ポイント低下し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は88.2%で、前年度に比べ5.7ポイント上昇しています。このことは、財政力指数において一般的な指標の目安となっている1には及ばず、経常収支比率においては一般的な指標の目安となる75%を超過していることから、財政の余裕が失われたままの状態が見られ、財政構造の硬直化が危惧されるものであります。今後は、これらの指標の推移を注視し、経常経費の削減を図るなど、財政構造の弾力性の確保に努めることを望みます。

次に、市税等の過年度分を含めた滞納繰越額の年度別推移を見ると、市民税及び固定資産税は前年度一度減少したものの、当年度は再び増加に転じている一方で、軽自動車税、学校給食費及び幼稚園使用料はここ数年減少傾向が続いています。また、保育料負担金及び住宅使用料は増加しているのに加え、広域入所委託児保育料など新規の項目も見受けられます。

次に、一般会計における不納欠損額は、前年度に比べ101万1,000円で12.2%の減少であり、これは主に市税の固定資産税で150万1,000円で、28.5%の減少となったことによるものであります。特別会計では、農業集落排水特別会計が1,636万9,000円で皆増となっています。今後も不納欠損処分には当たっては、適切な手続と徹底した調査に基づいた時効の停止を図ることはもちろん、単に時効を待つというような安易な事務処理は厳に慎むべきであると考えられるものであり、効率的かつ公正な債権管理業務を遂行していく上で慎重な判断を求めるものであります。

また、これに加え収納体制については、関係部局が連携し、全庁的な取組をなお一層進めることにより、引き続き収入未済額の縮減、収納率の向上が図られることを期待するものであります。なお、今後は新たに制定された本県市債権管理条例に基づき、統一的な基準による債権放棄等、適正な債権管理と、より効率的かつ効果的な債権回収に努められることを望みます。

次に、歳出決算における歳出構成を見ますと、義務的経費を除いた経常的経費の割合は28.8%で、前年度に比べ2.9ポイント低下している一方で、投資的経費の割合は25.4%で8.6ポイント上昇しています。今後も引き続き経常的経費の縮減を図り、財政が硬直しないよう弾力性のある財政の維持に努める必要があると考えます。

次に、市債の発行については、当年度一般会計で36億1,532万2,000円、特別会計で930万円を発行している一方で、償還元金は一般会計で16億6,449万2,000円、特別会計で2億8,249万3,000円と

なりました。その結果、当年度末における市債残高は、一般会計200億1,952万8,000円、特別会計25億4,956万6,000円で、合わせて225億6,909万4,000円となり、前年度に比べ16億7,763万7,000円で、8.0%増加しています。引き続き、歳入に応じた形での投資を念頭に、将来の世代に過大な負担を残すことがないように、適正な市債残高の縮減に努められることを望みます。

次に、不用額については、一般会計と特別会計を合わせた総額で14億6,474万6,000円となり、前年度に比べ1億1,968万2,000円で8.9%増加しています。予算執行については、現状を把握しつつ事業進行に合った適切な執行に努めるとともに、資金の有効活用など適正な運用がなされることを期待します。

最後に、当年度決算は、市税、繰入金及び繰越金等の増加、市債及び地方交付税等の増加により、自主財源・依存財源ともに増加となっており、金額ベースで捉えると全体で9.4%の増加となっています。また、経常的収入が増加しているのに対し、経常的収支比率が88.2%で、前年度に比べ5.7ポイント上昇しており、この比率は75%程度の数値が妥当とされていることから、財政の硬直化を進行させないため経常的経費の縮減に努めるなど、さらなる改善を期待するものであります。

このような厳しい財政状況下において、特に各部局の保有する情報や経験を共有するとともに、部局を横断した協力体制の構築を強化するなど、密接な連携を図ることが重要であると考えます。

また、新たな市民ニーズを的確に把握し、効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、新たな税外収入などによる自主財源の確保や既存事業の見直しなどによる徹底的な歳出削減など、歳入歳出の両面において、これまで以上の取組を図り、より効果的・効率的な行財政運営に努められることを望みます。

なお、今後予定される新庁舎への移転を踏まえ、事務の効率化や事業の選択と集中をより一層推進し、限られた経営資源の中、最大限の効果が発揮できるよう全庁を挙げた積極的な取組を期待するものであります。

続いて、公営企業会計決算について申し上げます。

審査は、令和5年6月28日、本庁舎3階第1会議室において実施しました。

また、同日現地に出向き、本巢市下真桑地内で整備された水道事業会計の真正第1浄水場耐震補強工事の現地審査を行いました。審査内容については、工事内容及び整備状況等について審査を行いました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められました。

なお、各会計の審査意見の詳細については、議案の概要として提出しました決算審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

初めに、水道事業会計決算から申し上げます。

当年度の事業実績を見ますと、給水人口は3万535人、給水戸数は1万1,194戸となり、前年度に

比べ、給水戸数は152戸で1.4%増加しましたが、給水人口は350人で1.1%減少しています。また、年間配水量は0.9%、年間有収水量は2.3%とともに減少しています。

その結果、有収率は73.0%で、ここ数年低下傾向となっており、令和3年度の類似団体の平均値である84.2%や、本市の平成23年度の有収率である82.6%に届いていない状況が続いています。これは、経費節減が求められる中、必要最小限の管路更新を行っているものでありますが、今後も経営状況とのバランスを図りながら、管路の計画的な更新をしていくことができるよう望むものであります。

一方、経営面では、営業収益が3億7,402万3,000円、営業費用は7億3,657万8,000円で、前年度に比べ営業収益は397万2,000円で1.1%の増加、営業費用は1,818万1,000円で2.4%の減少となっています。この結果、費用が収益を超えることになり、営業利益は3億6,255万5,000円の赤字となり、前年度に比べ2,215万3,000円の増加となっています。

次に、財政状態を見ると、当年度は4億3,037万3,000円の建設改良事業が行われていることから、前年度に比べ9,932万6,000円で30.0%の増加となっていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われるため、財政状態としては大きな変動はありません。

また、固定資産対長期資本比率は139.4%で、前年度に比べ5.0ポイント上昇しており、引き続き過大投資の基準とされている100%を超えている点が懸念されているところであります。

最後に、水道事業については、効率かつ効果的な事業推進を図るため、令和2年9月に策定した本巣市上水道事業基本計画に基づき事業が進められており、また一方で、令和4年4月には町村合併後初の水道料金改定が行われ、経営改善が図られているところでもあります。

しかし、現状において、国の示す基準外である一般会計補助金に頼った運営となっていること、また今後さらに進むと予想される人口減少や節水意識の向上などによる給水収益の減少も見込まれることから、引き続き安全かつ強靱で持続的な事業運営に向け、漏水調査等の強化を図り、適切な施設の維持管理や施設の統廃合など、一層の経営合理化と経費節減による計画的かつ効率的な事業運営を目指し、安定した水道水の供給に努められることを望むものであります。

次に、下水道事業会計決算について申し上げます。

当年度の事業実績を見ますと、水洗化人口は5,233人、加入戸数は2,821戸となり、前年度に比べ、加入戸数は10戸で0.4%増加しましたが、水洗化人口は44人で0.8%減少しています。これにより水洗化率は75.9%となり、これは令和3年度の類似団体の平均値である84.3%には及ばない状況が続いています。また、年間汚水処理水量は7,820立方メートルで1.1%減少しています。

次に、経営面では、営業収益が9,307万5,000円、営業費用は3億1,691万3,000円で、前年度に比べ、営業収益は56万1,000円で0.6%減少し、営業費用は841万5,000円で2.6%減少しています。この結果、費用が収益を超えることとなり、営業利益としては2億2,383万8,000円のマイナスとなったものの、前年度に比べ785万4,000円の改善となっています。

次に、財政状態を見ると、当年度は資本合計が増加している一方で、資産合計及び負債合計が減少しており、その結果、負債資本合計としては減額となっている状況であります。

また、固定資産対長期資本比率は265.5%で、前年度に比べ10.3ポイント上昇しており、引き続き過大投資の基準としている100%を大きく上回っている点が懸念されるところであります。

一方、短期債務に対する支払い能力を示している流動比率及び酸性試験比率については、それぞれ必要な要件、理想比率には達していない状況ではありますが、ともに前年度に比べ数値は高くなっている状況であります。

次に、当年度の会計決算を見ると、一般会計から1億1,875万1,000円の補助金の繰入れが行われたことにより、1,007万円の純利益が計上され、前年度に引き続き黒字の状態ですが、多額の投資が避けられない事業の実態を考慮すると、今後はいかにして一般会計補助金からの縮減を図っていくかが大きな課題と言えます。

最後に、下水道事業については、本巣市下水道事業経営戦略に基づき、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図られているところであります。しかし、人口減少による料金収入の減少や既存施設等の老朽化により、ますます厳しい経営状況が想定されることから、計画等についても実態に応じた柔軟な見直しを図るとともに、公営企業としての事業意義や必要性等を検証し、さらなる合理化・効率化、費用の平準化に努め、将来にわたり安定的な下水道サービスが提供されるよう取り組むものであります。

以上で、令和4年度決算等審査についての意見を終わります。

○副議長（高田浩視君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑は9月4日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 吉村知浩君。

○1番（吉村知浩君）

市債が0.8%増加ということですが、各種事業の遂行に伴う市債等の適切な発行について、監査委員の意見をお聞かせください。

○副議長（高田浩視君）

代表監査委員 三田村晃司君に答弁を求めます。

○代表監査委員（三田村晃司君）

市債等の重要な目的である毎年の財政負担の平準化や、現在の市民と将来の市民の負担の公平化を維持し、将来の負担を見据えつつ、各事業の遂行に合わせた計画的な返済について、過度な負担にならないよう慎重な発行に努めることがあると考えます。

○副議長（高田浩視君）

よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 飯尾龍也君。

○4番（飯尾龍也君）

各会計の不用額が大変多く見受けられます。このことについて、監査委員としてのお考えをお聞かせください。

○副議長（高田浩視君）

代表監査委員 三田村晃司君に答弁を求めます。

○代表監査委員（三田村晃司君）

不用額の多さについては、予算管理の観点からは、適正な時期における減額補正等の対応なども必要ではないかと考えますが、今回の決算において、この不用額は市民にとって経費縮減に努めながら適正に事業を行った結果、生じたものと考えます。このため、必要なお金ではなく、翌年度以降に繰り越されるお金として積極的に残したのと考えます。

○副議長（高田浩視君）

ありがとうございました。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

監査委員さんの今の報告の中において、何となく理解ができる場所がありますけれども、この監査委員の報告というのは、分かりやすいことを言うと、本巢市の通信簿のようなものだと思っておるわけであります。その通信簿の評価から見て、監査委員の意見等々から鑑みると、どうも満点とはいかないような内容であろうということであります。私としては、監査委員は、私のところも会計監査というのを、会社をやっておりますので、経営者に対する意見というものが結構指摘をされる場所であります。監査委員の方においても、帳面上の収入、決裁がきちんとなされているか等々だけを検査するだけではないだろうと思っておるわけであります。監査委員の方におかれましては、いろんなところの会社等々、また本巢の市みたいなどの監査等々の中において培った知識というものがすごくあるような気をするわけであります。

そういう中において、今回は監査報告の中においてのみしか、一応ルー儿的には聞けないということでありますけれども、その中で、少し報告の中で書かれていることについて、監査委員としての御意見を少しお伺いしたいなあという思いをしております。

2点、3点についてお伺いをしたいわけでありますけれども、今、新人の、新人と言っちゃいかんね、4番の議員から質問があった不用額についてなんです。この不用額については、来年上手に使いなさいよというような答弁がなされた中において、今回の4年度の不用額の中においては、工事が最初からできないような予算等々が2件組み込まれていました。その全額に近いものが不用額として計上されているわけであります。このことについては、お金が先ほどの報告の中にも、一般会計・特別会計合わせて14億という大きなお金が不用額と出ているということでありますけれども、

この中で繰越しが出されるもの云々というものを省いても、事業がもともとできないものが、1,000万にしても2,000万にしても1億にしても現実にあったわけなんです。

このことについては、一応入札等々、また予算等々の中で、それを請ける者にとっては仕事ができないことになるわけでありまして。入札を施行されたけれども、応募したけれども、結果として落ちたけれども、工事ができなかったというような事案もあるわけでありまして。そうすると、その予算というものが1年間なら1年間使われないこととなります。最終的には使われないという、事業ができなかったということになると、請けた業者においては、自分の会社の仕事が、それだけ予定していたものができなくなるということになれば、会社にとってはすごく損失であり、また本巢市にとっても、できる工事ができなかったということになれば、地域にとっても、また市民にとっても物すごく不利益になる。

そういうものに対して、今回2件あったわけでありましてけれども、そういうできもしないようなものを予算の中に組んでくることによって不用額が増えたんだらうなあとという思いもしておるわけでありまして。この不用額をいかに少なくする方法というのは、監査委員の今までの経験上からして、何かいい案があればお聞かせ願いたいなあとというのがまず1点であります。

もう一点は、非常に私も産業建設等々の中に入っておって、水道また下水道のことについては、いろいろと審議している中において非常に責任があるわけでありまして。4年度においては、水道料金においては当然またこういう報告になるだろうと思っておりますし、5年度も多分同じような報告になるだろうと、大きく変わらないだろうと思う。今回も議案の中に水道料金の改定というものが出されていて、これが可決されれば、それに伴って水道の料金がアップになれば収入が上がるということで、水道の中においては、6年度の監査委員の報告においては少し違った内容になるであろうと期待するわけでありましてけれども、下水道においては、そういうものがいまだ進歩がない。その中において、指摘のとおり管が古くなってきている。当然それを直していかなければいけない。水道においても同じことが言えるんですけれども、下水においても同じように古くなってきている。

それを、同じような会計の報告では、いつまでたっても本巢市の成績表というのはよくなるまいであろうと。その中において、水道料金は改定をして、6年度からは収入が増えるであろうと大いに期待するわけでありましてけれども、下水道においては、そういうものはいまだ審議されていない中において、どうしたら下水道の一般会計からの出すものが少なくなるのか、経験上もし何か御意見があればお聞かせ願いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（高田浩視君）

代表監査委員 三田村晃司君に答弁を求めます。

○代表監査委員（三田村晃司君）

まず、1つ目の不用額の縮減の方法は2つだと思います。まずは、いかにして現実的な予算を立てるかということと、出た場合には、さっきも言いましたけれども、補正を組んで正するという2点しかないと思います。予算どおり執行するのが行政ですから、それができなくなれば補正を組むと、減額補正をするしかないというふうに思います。

それから2つ目の料金の話ですけれども、一般的な企業でいえば、料金で全ての費用を賄うのは当然の話であります。ただ、これだけ公共性の強いものと、そうもいきません。ただ、一般会計から補助金を入れて、それでいいかという話ではないと思います。それは加入していない人の税金を投入するわけですから、そこに不公平感があってはいけないと思います。でも、料金を上げるということはなかなか難しいんですけども、少しでもその基準に近づく、説明するという責任が行政にはあるというふうに考えます。以上です。

○副議長（高田浩視君）

ありがとうございます。

ほか。

[挙手する者あり]

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

ありがとうございました。

今のことを鑑みて、不用額がいかに少なくするかということについては、施行できない場合においては補正で新たに組み直せというような御意見だったろうと思いますので、執行部においては、そのことも頭の中に入れて、今後不用額の少なくなるような対応をしていただくことをこの場を借りてお願いをしておきます。

もう一点、非常に市民の方からも、またマスコミからも大きな話題になっている滞納という、給食費等々、また市税等々においても、意図的に滞納しているということも報道されているところがあるわけであります。

この滞納という、給食費についても税金についても、払えない人はやむを得ないというところはあるかもしれないけれども、滞納が増えるということにおいては、真面目に払っている人にとっては非常に不愉快というのか、納得できないところなのであります。そういうものについて、監査委員として何か上手な取立てというのか、払ってもらえる方法があれば、会社でいうなら、貸金がちっとも払ってもらえない者に対して、どういうふうにして会社として対応するのかということの御指導もしているだろうというふうに思いますので、こういう滞納額の減少、少なくするための何か監査委員としてのお考えがありましたら、お聞かせいただければ幸いです。

○副議長（高田浩視君）

代表監査委員 三田村晃司君に答弁を求めます。

○代表監査委員（三田村晃司君）

当市の滞納額が他市と比べて多いかという、そういうわけではないという認識を持っております。ただ、ゼロではありませんし、毎年増えることに対して懸念も持っております。滞納といっても、一口にあります。さっきおっしゃった本当にお金のない人から、やんちゃして納めない人まであります。その中で、各部署がばらばらにやっていたとは言いませんが、共有できなかった情報を、今回つくりました、さっきも言いましたけれども、債権管理条例というものをもって統一的な基準

で管理していこうという方向に今年度4月から動いておりますので、それで滞納の縮減もしくは整理に当たられることを期待するものであります。以上です。

○副議長（高田浩視君）

ありがとうございます。

ほかに。

[挙手する者あり]

13番 鏑本規之君。

○13番（鏑本規之君）

ありがとうございました。

今、監査委員が言われたように、ちょっと条例改正とかルールを変えて、各部連携を取って滞納額を減らすようにというような提言がありましたので、そのことを踏まえて、来年度または再来年度においての監査報告の中においては、滞納額が少し減ったなあというような報告がなされることを期待して、質問を終わります。

○副議長（高田浩視君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

代表監査委員は自席にお戻りください。ありがとうございました。

日程第23 議員派遣について

○副議長（高田浩視君）

日程第23、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

散会の宣告

○副議長（高田浩視君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月4日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時31分 散会